

【福利厚生】企業様向け 鍼灸マッサージ治療 優待制度のご案内

従業員様満足度の向上や従業員様の肩こりや腰痛などによる企業様の業務効率の損失を改善するためにも、質の担保された施術を信頼できる治療院で受療して頂きたいと思っております。また、福利厚生の意味合いも含めまして、治療院コンシェルジュ登録治療院の利用料金の優待割引制度の提案をさせていただきます。

初回 特典

初回に特典を付けさせていただきます。特典については各治療院の方針によって異なりますが、概ね 200 円～1,000 円程度の割引になります。

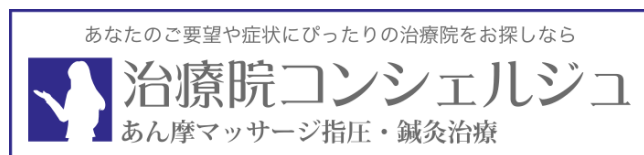
施術料金 200 円割引

すべての治療院の施術料金を毎回 200 円割引にさせていただきます。

※保険診療、物販、回数券は対象外。他の割引券や割引サービスと併用不可。

- *従業員数 30 名以上の企業様が対象となります。
- *企業様にはご負担を強いることはございません。
- *お支払い頂いた施術料金は「医療費控除」の対象になりますので、従業員様の節税効果もございます。
- *本制度に伴う印刷物等の費用は、すべて治療院コンシェルジュの方で負担します。
- *その他、健康経営を考える企業様のオリジナルプランなどもご相談させていただきます。

【お問い合わせ】



〒929-0113 能美市大成町 84 F ビル 2 階

TEL : 0761-58-0802

FAX : 0761-55-5361

Email: info@ahk-concierge.com

企業様向け 鍼灸マッサージ治療 優待制度 実施要項及び申込書

本制度は治療院コンシェルジュ登録の治療院の利用料金の優待割引を以下の通り実施するものであります。

- ・治療院コンシェルジュ登録治療院は、貴社の従業員様に対し、初回特典・施術料 200 円割引を実施致します。
- ・ご予約の際には必ず「貴社名と割引利用者であること」を告知ください。当日受付にてお名刺、あるいは社員証等の身分を証明できるものをご提示をお願い致します。
- ・貴社に対して一切の費用負担は求めません。
- ・貴社の従業員様に対し、告知用 POP や社内掲示等、あるいは案内文のご配布をお願い致します。印刷、裁断などは治療院コンシェルジュが負担します。

上記内容を確認し、優待割引制度を申し込みます。

平成 年 月 日

貴社名			
住所	〒 —		
担当者様名		電話番号	
FAX 番号		メールアドレス	
備考欄			